

長崎県病院企業団監査委員公表

平成 28 年 12 月 5 日付け平成 28 年度実施長崎県病院企業団病院事業会計
定期監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自
治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第 199
条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 29 年 5 月 19 日

長崎県病院企業団監査委員	葺	本	昭	晴
同	今	村	嘉	昭

長崎県病院企業団

監査委員 葦 本 昭 晴 様

監査委員 今 村 嘉 昭 様

長崎県病院企業団

企業長 米倉 正大

印

監査の結果に係る措置について（通知）

平成28年12月5日付け平成28年度実施長崎県病院企業団病院事業会計定期監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 意見に対する措置状況

（1）意見

① 病院経営について

当企業団が病院経営を担っている島原半島地域、離島地域においては、今後も急激な人口減少や少子・高齢化の進行が予想されるとともに、特に離島における医師や看護師等の確保が困難であることや患者数の減少など、病院経営を取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれている。

このような中、国は社会保障制度改革において、社会保障の充実・安定化に向けて国民医療費の抑制や医療・介護提供体制の適正化政策を順次進めており、医療を取り巻く環境は大きく変化してきている。

当企業団の経営状況は、企業団設立以降の共同事業等の取り組みに加え、公立病院に対する財政措置の拡充や診療報酬のプラス改定、また、平成26年度には会計基準の見直しの影響もあり、5カ年度連続して経常収支での黒字を確保していたが、平成27年度においては、対馬病院の開院準備等の影響はあるものの、その他の地域においても著しい患者数減により、入院・外来収益が大きく減少し、企業団設立以来の経常収支赤字となるなど、病院の経営状況は一段と厳しいものとなっている。

今後も地域が必要とする継続的で安定的な医療の確保を図るためには、医療環境の変化に的確に対応するとともに、今年度に策定される新たな公立病院改革プランに併

せて、地域に必要な病床機能の検討や病病・病診連携、医療・介護連携の強化、健診事業の推進など、将来を見据えた効率的で質の高い医療提供体制の構築と経営基盤の確立を図る必要がある。

また、患者数の減少傾向に歯止めをかけるためには、地域住民に信頼される病院となるよう、病院経営への関心や理解を深める取り組みを行政と一体となって、より一層進めていく必要がある。

② 未収金対策について

当年度末の過年度未収金は総額 131,999 千円で、前年度末に比し 33,330 千円増加（対前年度比 33.8%増、吉岐病院加入による増 22,845 千円を除くと 10,485 千円、10.6%の増）している。

未収金回収では、定期的な訪問徴収の実施など収納に相当な努力が認められる病院もあるが、その取り組みには、まだ温度差がある。

多額にのぼる未収金の縮減を図るため、効果的な発生防止対策を講じるとともに、発生直後の回収には特に力点を置いて、回収に有効な訪問徴収の計画的な取り組みを徹底して行うなど、未収金の適正な管理、回収に継続的に努める必要がある。

また、連帯保証人への請求や「支払督促制度」等の法的手続きについても、取り組みを強化する必要がある。

③ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は平成 27 年 6 月の閣議決定において、後発医薬品の数量シェアで、平成 29 年 3 月末に 70%以上にするとともに、平成 30 年度から平成 32 年度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上にする普及目標を示している。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、平成 27 年度は企業長の職務目標として、40%以上とする目標値を設定し、企業団一体となつての取り組みが図られており、平成 27 年度末の実績は数量ベースで 47.5%（前年度数量ベース 34.0%）となり、目標を達成している。

離島地域においては、安定供給の問題もあると考えるが、まだ、採用率が低調な病院もあることから、国の方針も踏まえ、各病院の「使用促進計画」の作成と、その達成に向けて、なお一層の取り組み強化を図る必要がある。

④ 契約事務について

物品購入等の契約事務については、医薬品購入等の共同事業の取り組みを進め、企業団として経済性が発揮されるよう努められており、着実に効果が表れている。

一方、病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮す

る事例も見受けられる。

特に離島においては、地域性が顕著であることから、一部、地域内で共通する物品等の契約事務については共同処理が行われているが、さらに委託契約等についても検討するなど、地域内での病院間の連携を深め、基幹病院の役割強化を図りながら、より経済性が発揮されるよう努める必要がある。

また、事務的な誤りが、なかなか改善されない状況にあるので、適正な契約事務がなされるよう、具体的な処理方法を周知するとともに、マニュアルに沿った手続きの徹底やチェック体制の強化を図ること。

(2) 講じた措置

① 病院経営について

企業団が病院運営を担う離島・へき地については、著しい人口減少や急速な少子・高齢化の進行により患者数が減少し、また、特に離島においては、深刻化する医師、看護師等の医療従事者不足など、病院経営を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

現在、国は社会保障制度改革において、2025年を見据えた、持続可能な地域医療提供体制の構築を進めているところであります。

また、県においては、将来の地域において必要な医療提供体制の確保を図る目的で、平成28年11月に地域医療構想を策定したところです。

公立病院につきましても、急速な人口減少や少子高齢化が進展する中で、医療需要が大きく変化することが見込まれており、地域ごとに適切な医療提供体制の再構築が求められております。

企業団としても、地域に必要とされる医療を安定的かつ持続的に提供していくため、さらなる経営効率化や病床機能のあり方、病病・病診連携、医療・介護連携など、今後の経営方針となる「第2次中期経営計画」を策定したところであり、基幹病院を中心に、医療環境の変化に適切に対応した地域医療提供体制の再構築と経営基盤の確立に取り組んでまいります。

また、郷診郷創（地域での受診が、地域を創る）をスローガンに、地域外へ流出している患者を呼び戻す取り組みとして、患者受療動向の分析や患者ニーズの把握を行い、その対策の実践や必要な情報発信など、行政と協働して、地域に信頼される病院づくりを進めてまいります。

② 未収金対策について

未収金については、引き続き、新規発生防止に努め、定期的な訪問徴収を中心とした早期回収に取り組み、縮減を図ってまいります。

また、連帯保証人への督促についても、取り組みを強化するとともに、最終的な手段として、「支払督促制度」等の法的手続きについても積極的に活用してまいります。

なお、各病院の取り組みは別紙のとおりです。

③ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用促進については、これまでも国、県の方針に沿って取り組んでいるところですが、毎年、企業長の職務目標として目標値を設定するとともに、企業団経営会議等においてもこれを議題として、さらなる使用を促しております。

また、「第2次中期経営計画」においても各病院の数値目標を盛り込むなど、国が示した新たな普及目標の達成に向けて、計画的に後発医薬品の使用促進を図ってまいります。

なお、各病院の取り組みは別紙のとおりです。

④ 契約事務について

医薬品等の共同事業については、価格交渉の外部委託の実施や医療機器保守共同契約の拡大を進めており、引き続き、効果的手法などを検討するとともに、離島においては、基幹病院による契約事務のさらなる共同処理を進め、より経済性が発揮されるよう努めてまいります。

なお、契約事務を含む財務事務全般について、財務事務担当者会議や事務長会議などの機会を通して、適正な事務がなされるよう、チェック体制の強化や具体的な処理方法の周知徹底を図ってまいります。

2 指摘事項に対する措置

指摘事項に対する措置状況については、各病院からの報告（別紙）のとおりです。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時：高額療養費限度額制度の説明。 ○退院時：①退院が決まった時点での概算額の事前連絡の徹底。 ②退院当日には、医事及び病棟スタッフの双方で精算事務の完了を確認。 ③退院当日に支払いができない場合は、誓約書の徴収を徹底。 ○時間外受診（外来）：「時間外預り金制度」の継続実施。
○回収対策	○現年度未収金：未納者に対し電話、文書による催促。 ○過年度未収金：未納者に対し電話、文書又は訪問による催促。 ○時間外受診（預り金）：未精算の場合、預り金を診療費に充当。
○連帯保証人への督促状況	○納付義務者と音信不通である場合や、督促に対して納入がない場合は、連帯保証人に電話、文書による督促を行う。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○支払い能力がありながら納入がない等悪質性が判明した場合は検討する。
③ 後発医薬品の使用促進について	○採用可能性について検討を継続し、可能なものから順次導入していく。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県島原病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時の対策強化。（支払に不安のある患者に対しては連携室MSWと共同し、公的支援も含めての相談対応。高額療養費限度額申請手続きの促進など。） ○退院時精算のための取組みの継続。（退院前日に概算額を提示し支払い予定の確認。退院当日領収証等を確認後に退院手続き等。） ○外来については、時間外預り金制度の継続。 ○土曜日会計窓口開設による利便性向上。（土日退院予定患者に対応）
○回収対策	○文書による督促の徹底。 ○昼夜の電話催告の実施、個別訪問の実施。 ○来院面談の実施。分納相談等による債権回収。 ○債権回収嘱託職員の配置。（H24年度から） ○土曜日に会計窓口を開設。
○連帯保証人への督促状況	○本人と接触できない場合や支払約束不履行の場合には連帯保証人に対して文書や電話で督促。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○支払能力があり、かつ、悪質な場合があれば検討したい。法的手続きの前段として、内容証明郵便での督促を実施している。
③ 後発医薬品の使用促進について	○H28年度は、後発医薬品の目標を「購入数量ベースで90%確保」と設定し取り組んだ結果、4～12月までの9か月間の数値は91.7%となっており目標を達成している。（参考：平成27年度は90.3%） ○なお、内用薬・外用薬については、どの後発医薬品に切り替えるかについて年2回開催の後発医薬品推奨品目検討委員会において引き続き島原薬剤師会と協議を継続していく。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○退院時料金精算確認済みカードの配布。 ○現物給付制度の説明及び利用促進。 ○退院時分納制度申請相談。 ○深夜時間帯外来受診分についての現金預かりの実施。
○回収対策	○督促書・催促書の発行。 ○納入通知書の送付。 ○電話連絡・自宅訪問。 ○来院時面談。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対し履行確認協力書の発行。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○悪質な患者については今後法的手段も検討したい。 ○基本的には、これまでどおり分納相談や戸別訪問等で対応する。
③ 後発医薬品の使用促進について	○年4回開催している薬事委員会において、使用量・金額ベースにおいて上位品目から順次採用する事を検討している。その結果、後発医薬品採用率は数量ベースで平成28年3月末の45.1%から平成28年10月末の66.8%に増加した。今後も引き続き使用促進に努め、80%以上を目指す。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時の連帯保証人の設定。 ○土日における退院をなくし、前もって支払額を提示し、退院時に精算してもらうようにする。 ○外来等の時間外などは、保険証、住所、電話番号等の確認。
○回収対策	○地域内での訪問に力を入れる。 ○本人、家族との話し合いを持つ。 ○誓約書の作成。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対し協力依頼を行っていく。（話し合いも十分に行っていく）
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○地域、島内特有での顔見知りが多いということで、法的手続きは慎重に検討したい。
③ 後発医薬品の使用促進について	○院内で協議し、使用促進に努めていく。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県富江病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○入院時は、連帯保証人をとっている。 ○時間外の時は、保険証・住所・電話等の確認を行っている。
○回収対策	○督促状、催告書を発行し、郵送している。 ○未収金がある患者及び家族の来院時には、会計時に呼び止め、入金の依頼を行う。 ○地域内では訪問して回収するようにしている。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人に対する協力依頼を行っていきたい。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○悪質の場合があれば、最終的な手段として検討したい。
③ 後発医薬品の使用促進について	○一般名処方を実施し、後発品の使用促進に努める。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○時間外預り金制度の活用。（S56.4.1～） ・一般患者5,000円、交通事故・労災患者10,000円 ○医事システム上で未収金情報を掲示し医事係職員間の共有を図っている。 ○平成27年度からPOSレジを導入し未収金をシステムで管理しようすることで事務の効率化を図った。
○回収対策	○未収金発生後は、電話による督促。 ○文書による督促を月に1回程度、訪問徴収を月に1回実施。
○連帯保証人への督促状況	○平成27年度実施 10件。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○一部負担金60万円以上は保険者請求。
③ 後発医薬品の使用促進について	○DPC参加に向け、使用量割合を、平成29年度上半期までに70%、下半期までに80%を目標とする。 （平成27年度末、約56%） ○①安定供給、②品質に関する信頼性の確保、③情報提供の方策、④使用促進に係る環境整備、 ⑤医療保険制度上の事項、についての国の取り組み等を注視して使用促進に努める。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

医療機関名（長崎県上五島病院附属診療所有川医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○当日支払が困難な場合は支払日を約束してもらうようにしている。また、預り金制度も導入している。
○回収対策	○未収金発生後は電話連絡をする。連絡が取れない場合は文書にて通知する。
○連帯保証人への督促状況	○現在は事例なし。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○従来どおり分納相談や戸別訪問等で対応する。
③ 後発医薬品の使用促進について	○上五島病院薬事委員会にて採用薬等を決定している。引き続き使用促進を図っていく。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○未納が発生した場合は、当事者と相談し納付可能な範囲において「延納・分納申請書」を記入させ必ず納付するように約束させる。
○回収対策	○「延納・分納申請書」を基本として納付させ、納付できない状況となった場合、再度当事者と相談し、少額でも納付可能額を設定し納付させる。それでも納付しない場合は戸別訪問により徴収する。
○連帯保証人への督促状況	○連帯保証人への督促が必要とする事例は発生していない。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金は少額であり、これまでどおり分納相談や戸別訪問等で対応する。
③ 後発医薬品の使用促進について	○当医療センターは、上五島病院附属診療所であり、使用する薬品は上五島病院と合わせている。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県対馬病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○未収金管理マニュアルを策定し、防止対策を実施。
○回収対策	○電話、文書による督促・催告並びに臨戸徴収。
○連帯保証人への督促状況	○文書による督促・催告書において連帯保証人へも通知を行っている。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金管理マニュアルに基づき、無資力者の選定を実施した後、支払督促を実施予定。
③ 後発医薬品の使用促進について	○平成28年3月末現在の採用医薬品数1,445品目。うち後発医薬品がある先発品数602品目。後発医薬品は、264品目。今後もさらなる使用促進を図りたい。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○時間外及び土曜・日曜・祝日について預り金制度を導入している。 ・保険証持参の場合：3,000円（ただし、高額な検査の場合は5,000円）、保険証なしの場合は10,000円 ○クレジット払いの導入（主に韓国からの旅行者が利用している。） ○時間外での島外住所患者は医事係に連絡し診療報酬計算を速やかにおこなうようにしている。
○回収対策	○電話及び文書での督促・催告通知。 ○毎月訪問徴収を実施。（発生日から2ヵ月をめに訪問をおこなうことにしている。） ○一括払いが無理な方については分割での支払いを早めに勧めている。
○連帯保証人への督促状況	○平成24年度からは連帯保証人への督促を必要とする事例がなく、現在のところ必要とする事例は発生していない。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○未収金の件数は少なくまた小額なため、分納相談及び戸別訪問で対応する。
③ 後発医薬品の使用促進について	○採用率を上げるため、「医薬ミーティング」でも引き続き議題として取り上げている。また、採用率の目標値を年度毎に設定して使用促進を図っていきたい。（H28.9月末現在採用率：①約39.0％・②約58.3％） ※①の算出方法：後発品／全採用医薬品数 ※②の算出方法：後発品／後発品がある先発品＋後発品のみ

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（意見）に係る措置状況

病院名（長崎県壱岐病院）

監査の結果（意見）	講じた措置等
② 未収金対策について	
○発生防止対策	○各種制度により本人負担額を減らす相談を実施している。 ○預り金による新規発生の防止を図っている。 ○クレジットカード払いを実施している。
○回収対策	○電話連絡と文書での通知を行っている。 ○戸別訪問、分納相談を実施している。
○連帯保証人への督促状況	○本人に連絡がとれない場合は協力をお願いをしている。
○支払督促制度などの法的手続きの検討状況等	○これまでどおり分納相談や戸別訪問等に対応するが、悪質な場合については法的手続きについても検討したい。
③ 後発医薬品の使用促進について	○27年度中に決定した後発品への変更が進んだため、28年度は目標の80%を達成する見込みとなっている。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県精神医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較して減少している。 未収金の回収については、今後とも、新規発生の抑制に努め、計画的な家庭訪問の実施等により、未収金の回収に努めること。 2. 出納関係について 小切手の振出の際に年間を通して番号を付していないので、財務規程に基づき、適正に処理すること。	1. 未収金について 新規発生の抑制については、医事スタッフ、病棟スタッフ、未収金担当等、病院全体で連携し、引き続き取り組みます。 また、滞納者に対しては、電話、文書による催告を実施しながら、家庭訪問の実施についても計画し、未収金の回収に努めます。 2. 出納関係について 財務規程に基づき適正に処理します。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県島原病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較して減少している。未収金の回収については、家庭訪問等を定期的に実施され、大変努力されている。 今後とも、未収金の新規発生の抑制に努め、回収に努めること。	1. 未収金について 未収金対策に基づき、引き続き、未収金の発生防止、早期回収に努めます。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県五島中央病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較して増加している。 未収金の新規発生抑制に努め、計画的な家庭訪問の実施により、未収金の回収に努力すること。 2. 庶務関係について 宿日直手当に命令権者の決裁がないので、部門別に予定表・実績表を作成し部門の長による決裁を取るか、院内全体の予定表・実績表を作成し院長決裁を取るなど、適正に処理すること。 3. 契約事務について 委託契約に係る施行伺において、予定額及び算出根拠、予算額の記載漏れが見受けられたので、適正な処理を行うこと。 4. たな卸について 財務規程に定める様式を使用せず、たな卸表を作成しているため、必要な項目の記載がなされていないので、適正に処理すること。	1. 未収金について 計画的な家庭訪問の回数を月1回から月2回に増やしました。また、督促状の送付回数を増やすなど粘り強い督促も行っております。 今後とも、引き続き未収金回収の努力をしていきます。 新規に発生する未収金を極力抑えるために、現物給付制度の促進・分納制度の活用など、入院中から医療費の相談を行い、退院会計時には速やかに精算できるように努めます。 また、未収金が発生した場合には、速やかに督促・面談・電話・自宅訪問などを行い、早期回収に努めます。 2. 庶務関係について 指摘内容については、院内全体の予定表・実績表を作成し院長決裁を取るよう改善しました。 3. 契約事務について 施行伺いは記載漏れがないよう適正な事務処理に努めます。 4. たな卸について たな卸表については財務規程の様式第11号及び様式第51号を使用し作成しました。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県五島中央病院附属診療所奈留医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度と比較して、やや減少している。 今後とも、未収金の新規発生抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問の実施により、未収金の回収に努めること。 2. 現金管理について 金庫の管理に関して、鍵及びダイヤルの複数人による管理について、まだ不備が見られるので是正すること。 3. 支出関係について 受付印や履行確認印の押印漏れ等が見られたので、適正に処理すること。 4. 契約関係について 物品の購入において、別途購入する物品を一括して見積徴収を行っているケースで、労務費（工賃等）を購入額に含めていない等の理由により、購入同の金額と見積書の金額とに差異があるものが散見された。 その他、100万円以上の物品の購入で予定価格調書の作成がなされていないものがあった。 委託契約において、見積額の契約書への記載誤り、変更契約を行ったものについて期間や日付等見積書との整合が取れていないものがあった。 契約書に契約代金の支払時期、履行遅延に対する違約金等、財務規程で定められた条項の記載漏れや長期継続契約としている契約について、必要な条項の記載漏れ、日付が空欄の見積書等の不備が見受けられた。 財務規程等に基づき、適正な事務処理を行うこと。	1. 未収金について 家庭訪問を中心として、本人、家族との対話などの連携を深め回収に努めてまいります。また、新規発生分の取り組みも強化致します。 2. 現金管理について 今後、不備が無いよう適切に整備致します。 金庫の管理につきましては、鍵の保管等も徹底して管理致します。 3. 支出関係について 今後、確認作業を十分に行い、漏れがないよう適切に処理致します。 4. 契約関係について 今後、購入や見積書等は徹底した確認を行い、適正な処理を致します。 委託契約についても、記載誤り、日付、期間の整合性を不備なく処理を行います。 財務規程に基づき、適正な処理を行います。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県富江病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較してやや減少している。 今後とも、未収金の新規発生の抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問を行うなど未収金の回収に努めること。 2. 支出事務について 支出時の証拠書類を別途管理し、支出伝票と一緒にファイリングされていなかった。また、伝票の中に、仕訳時の科目誤り、起票者や決裁者の押印漏れなども見受けられた。 業者から送付された請求書について、受付印や履行確認の受命者印の押印漏れが見られた。一部は日付が空欄になっているものも見られた。 財務規程等に基づき、適正な事務処理を行うこと。 3. 契約関係について 委託契約においては、施行伺が作成されておらず改善されていない。また、一部には契約伺も作成されておらず、見積書と契約書のみが保存されているケースがあった。加えて、見積書がないにも関わらず契約を締結しているケースや、日付のない見積書や誤った日付の見積書を有効な見積書として取り扱っているケースも見受けられた。その他、必要事項が記載されていない契約書が散見された。 備品、消耗備品の購入に係る事務手続き（施行伺、見積徴取、見積決定、購入伺）が行われていない。 備品購入契約について、契約書への契約額の記載誤りや見積書の日付が契約日の後になっているものがあり、契約伺にも同様のものが見られた。加えて複数見積を行ったものについては、見積決定印がなかった。中には予定価格調書の作成が必要であるにも関わらず、作成されていないものもあった。 また、随意契約の理由を明確にしていないもの、随意契約の根拠条項の誤りがあった。 財務規程等に基づき、適正な事務処理を行うこと。	1. 未収金について 今後とも、未収金の回収・新規発生の防止に努めます。 2. 支出事務について 証拠書類のチェックを複数人で行い強化し、財務規定に基づき、適正な処理に努めます。 3. 契約関係について 施行伺の作成と見積徴取を徹底し、他施設での契約事務の運用方法を確認いたしました。さらに、押印漏れや日付誤りがないようにチェック体制も強化し、財務規程に基づき、適正な処理に努めます。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県富江病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
4. たな卸しについて たな卸表の作成がされておらず、また、たな卸後の所属長への報告がなされていないので、適正な処理を行うこと。	4. たな卸しについて 適正に処理いたします。
5. 預り金について 預り金（個人負担分）について、12月賞与分の預りがあるが、支払いにおいて事業主負担分として処理を行っているため、預り金が残った状態となっているので、再度関係書類を確認し、修正処理を行うこと。	5. 預り金について 調査し、修正処理を行います。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果(指摘事項)に対する措置状況

病院名(長崎県上五島病院)

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度と比較すると増加しており、増加傾向にある。 未収金の回収には努力されているが、引き続き、新規発生の未収金の抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問を行うなど、未収金の減少を図ること。 2. 契約関係について 医療機器の保守点検委託契約において、見積書の日付が見積執行通知書の日付より前になっている。 空調・衛生設備機械契約において、執行同や契約書等が作成されていない。 財務規程等に基づき、適正な処理を行うこと。	1. 未収金について 今後とも、新規発生の防止や回収に取り組み、未収金の減少に努めます。 2. 契約関係について 見積書の日付については、適宜修正し適切に処理しました。 また、契約書等が作成されていなかった件についても、作成し適切に処理しました。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

医療機関名（長崎県上五島病院附属診療所奈良尾医療センター）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度と比較すると増加している。 未収金の新規発生抑制に努めるとともに、家庭訪問などにより未収金の減少を図ること。 2. 支出関係について 伝票の決裁印について、押印漏れが散見されたので、適正に処理すること。 3. 契約関係について 医療機器の保守契約について、見積書の日付が空欄となっているものがあつた。また、一部の契約を除き、文書による見積執行通知が行われていなかった。その他、予定価格が100万円を超えるものについて施行同いに予定価格を記載しているものがあつたので、適正な事務処理を行うこと。	1. 未収金について 今後も、新規発生抑制及び家庭訪問等による回収に努めます。 2. 支出関係について 今後、適正な処理に努めます。 3. 契約関係について 今後はチェック体制を強化するとともに財務規程等に基づき適正な事務処理に努めていきます。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県対馬病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較すると増加しており、増加傾向にある。 未収金の回収に努力はされているものの、結果として未収金は増加している状況である。 今後とも、引き続き新規発生の抑制に努め、計画的な家庭訪問を行うなど、未収金の減少に努めること。 2. 支出関係について 履行確認日の記載誤りが散見される。受命者によって履行確認日の考え方が異なっているため、記載方法を改めて周知のうえ、今後、適正な記載を行うこと。また、支払期限が明記されていない請求書について、受付日から15日以上経過して支払いを行っているものもあったので、適正な処理を行うこと。 3. 契約関係について 見積書について、日付がないものや誤り、有効期限が過ぎているものがあった。複数見積を行ったものについては、「見積決定」の表記と見積執行者の確認印漏れがあった。 契約同について、起案日と決裁日が見積書より前の日付となっているものがあった。また、一部契約日の後に起案しているものがあった。 契約書の院長公印や、競争入札の際の入札執行者の確認印に漏れ、契約書前文で委託者名の記載漏れなども見受けられた。 施行同が起案されていないものも散見され、一方で見積書に記載がない項目が含まれているものや契約日が契約期間の開始日以降になっているものがあった。その他にも、月額の見積もりを取り、契約書に月額と年額の記載がある契約で、契約期間が5月途中からの約10か月であり、実際の支払額も10か月分であるにも関わらず、契約書に記載されている年額が12か月分となっており、実際の額と相違していた。 予定価格調書の日付が見積執行日以降の日付となっているものがあった。 委託契約の締結について、落札決定の通知から7日を超えているものがあった。 建築工事について、工事費の増額に伴う契約変更の手続きを行っているものの、増額の根拠となる見積書が保管されていなかった。また、100万円を超える工事であるにも関わらず、契約書が作成されていないケースがあった。 財務規程等に基づき、適正な事務処理を行うこと。	1. 未収金について 今後とも、引き続き新規発生の抑制及び計画的な回収に努め、未収金の減少に努力いたします。 2. 支出関係について 履行確認方法を徹底し、支払期限が明記されていない請求書について、受付日から15日以内に支払うように適正な処理を行います。 3. 契約関係について 今後は、確認体制を強化し、財務規程等に基づき、適正に処理を行います。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県対馬病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
4. 出納関係について 誤って自動引き落としの手続きを行っていたものがあり、支出額と小切手振出額に不一致が見られた。（年度中に解約処理済み） 財務規程では、支払いは小切手振出により行うこととなっており、銀行引き落としは規定されていない。財務規程に沿った取り扱いをすること。 また、振出済み小切手について、会計名の記載がないので、適正に処理すること。 5. たな卸について 財務規程に定める様式を使用せず、たな卸表を作成しているため、必要な項目の記載がなされていないので、適正に処理すること。	4. 出納関係について 支払については、財務規程に基づき小切手振出とし、会計名の漏れがないように適正に処理を行います。 5. たな卸について 財務規程に様式により適正に処理を行います。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県上対馬病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 契約関係について 委託契約に係る施行伺について、1者見積りの根拠記載は漏れなくされているが、随意契約の根拠記載がなされていない。また、100万円以下の契約において予定価格の設定がなされていないものや、契約書の作成について、履行遅延に対する違約金の規定がないものがあった。さらに、複数者見積を徴取している契約について、見積書に見積決定印が押印されていない。適正に処理すること。 医療器械の購入について、契約同を作成しないまま契約書を作成、契約締結しているケースがあった。また、検収調書の作成について、検査職員の押印漏れが見受けられた。加えて、固定資産台帳において検収日と異なる日付で取得日を記載しているケースがあった。 財務規程等に基づき、適正な事務処理を行うこと。 2. 出納関係について 振出済み小切手について、会計名の記載がないので、適正に処理すること。	1. 契約関係について 指摘のとおり、財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めます。 2. 出納関係について 指摘のとおり、適正な事務処理に努めます。

(別紙様式)

平成28年度実施定期監査結果（指摘事項）に対する措置状況

病院名（長崎県壱岐病院）

指 摘 事 項	措 置 状 況
1. 未収金について 過年度未収金は前年度末と比較してやや減少している。 今後とも、引き続き新規発生の抑制に努めるとともに、計画的な家庭訪問を行うなど、未収金の減少に努めること。 2. 契約関係について 工事完成検査調書の立会者及び検査員の押印や、複数見積で決定した見積書で「見積決定」の表記と見積執行者の確認印、改良工事における条項削除の際や仲裁合意書内での院長公印の押印が漏れていた。 「個人情報取扱特記事項」を別途添付している契約書において、契約書内にこれについての記載がない。 緊急を要する修繕工事の為、伺い等を全て省略しているものがあった。 予定価格が100万円を超える随意契約にも関わらず、予定価格調書が作成されていないケースがあった。 一部の契約書について、訂正文言部分に契約相手代表者の押印がなされていなかった。 清掃業務委託について、契約書に定めた相手方からの実施計画書の提出を受けていなかった。 院内ネットワーク保守業務委託について、契約書の条項の一部に記載誤りが見受けられた。 財務規程等に基づき、適正な事務処理を行うこと。	1. 未収金について 今後も未収金の回収を進めるとともに新規発生の抑制に努めます。 2. 契約関係について 押印漏れ等の契約書の不備については修正し、特殊なものを除き契約書の記載事項を統一するようにしました。今後は、財務規程に基づき適正な処理を行うとともにチェック体制の強化に努めます。